

「Art Collaboration Kyoto 2025」 当日運営業務

公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

「Art Collaboration Kyoto」は、「コラボレーション(協働)」をテーマとして、国内外の優れたギャラリーが一堂に会する、国内最大級の現代アートのフェアである。この事業の開催により、京都ならびに日本の美術市場を活性化させ、美術と経済が連動して持続的に発展する有機的循環を促すとともに、作家の支援と地域への定着を目指す。

2 業務の概要

- (1) 業務名 「Art Collaboration Kyoto 2025」 当日運営業務委託
- (2) 業務内容 別添「業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和8年1月31日(土)まで
- (4) 委託上限額 12,500千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

(3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

(4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置及び内閣府の支出負担行為担当官から取引停止措置を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

Art Collaboration Kyoto実行委員会 事務局

〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町 229-2 第7長谷ビル 2階

電話 075-708-8591 メールアドレス info@a-c-k.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和7年4月10日（木）～

イ 配布場所：Art Collaboration Kyotoホームページ（<https://a-c-k.jp/>）からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和7年5月8日（木）午後5時【必着】

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：info@a-c-k.jp

ウ 提出方法：メールにて提出

5 事前説明会

(1) 開催日時：令和7年4月21日（月）午後3時から午後4時

(2) 開催場所：オンラインで実施 ※参加URLは別途通知する。

(3) 申込方法：電子メール

(4) 申込先：Art Collaboration Kyoto 実行委員会事務局（info@a-c-k.jp）

(5) 申込期限：令和7年4月21日（月）午前10時

(6) 留意事項：

- 申込メールの件名は「ACK2025 当日運営業務委託 事前説明会申込」とすること。
- 本文に参加者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、参加者人数を記載すること。

6 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和7年4月24日（木）午後3時必着

(2) 質疑方法：電子メールにより、4（1）に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「Art Collaboration Kyoto 2025 当日運營業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

※企画提案書の評価に係る質問には回答できない。

(4) 回答日：令和7年4月30日（水）

(5) 回答方法：質問への回答はACKホームページ（<https://a-c-k.jp/>）に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

(1) 提出書類

別紙1「企画提案応募提出書類一覧」のとおり。

(2) 企画提案書作成における留意点

別紙2「企画提案書作成要領」に基づいて作成すること。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙3「企画提案の評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施す

る。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容について、評価基準に基づき、意見聴取会にて評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

10 契約手続

(1) 契約相手方の候補者に選定された者と Art Collaboration Kyoto 実行委員会（以下「実行委員会」という。）から委託を受けた一般財団法人エーシーケーとの間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、精算払とする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

(1) 本事業の委託について、本事業は京都府の予算を充当しているため、令和7年度京都府当初予算が京都府議会において議決されない場合は、委託契約を締結しないことがあ

る。また、上記予算額が減額された場合は、契約金額も減額することがある。その場合、提案者が応募に要した経費及び提案者が被る損害について、実行委員会は一切賠償しない。

- (2) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (3) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (4) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、実行委員会から指示があった場合を除く。
- (5) 参加表明書を提出した後、実行委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (6) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。